

【声明】 新型コロナ感染症対策の抜本的な拡充を求める

2019 年に出現した新型コロナウイルス (SARS-CoV-2) による感染症 (COVID-19 以下「本病」) は、2003 年の SARS よりも致死率は低いが、軽症・無症状の感染者が多く発生して、そこから新たな感染が起こること、また、潜伏期間が比較的長く、発症前の感染者が高い感染力をもつことが特徴である。そのため感染環を断つことが困難であり、人が集まって暮らし働く社会にこのウイルスが持ち込まれると必然的に激しい流行を生じる。

日本政府の初期対応は後手に回った。PCR 検査の拡大、自粛とセットの補償措置、医療機関や保健所への的確な支援など必要な措置が講じられなかった。3 月の全国の学校の一斉休校措置、「アベノマスク」、GoTo キャンペーンなど、科学的根拠を欠く、官邸主導の場当たりの措置が危機を深刻化させた。政府の本病対策は、抜本的に改められるべきである。日本科学者会議は、政府に対して、次のことを緊急に求める。

1. PCR 検査体制を直ちに抜本的に拡充し、感染の中心地や急増地での網羅的な検査を可能にするとともに、合理的な理由で検査を希望する広範な人びとが、必要ときに遅滞なく無料または極めて低廉な費用で検査を受けられるようにすること。その際、医療・検査機関とその従事者に過大な負荷がかからぬよう、適切な検査方法を採用し、かつ施設設備費・人件費を含む十分な予算措置を講じること。また、それに伴い偽陰性者が増大するリスクに応じた対策を講じること。
2. 病院、保健所等は、機能のパンク、職員の疲弊・不足、必需品確保の困難、経営困難・賃金切り下げなどの深刻な危機にある。介護・福祉施設、学校・保育園等でも、感染防止のための疲弊は著しい。それは、政府の積年の医療・福祉・公衆衛生・教育等の切り捨てや国内製造業軽視の反映である。これらについて、緊急対策及び抜本的解決策を講じること。これらの施設の職員等に対して、無料の PCR 検査を所要の頻度で行うこと。
3. 感染者を症状等に応じて病院や適切な施設に保護し、必要な医療を提供しつつ感染環を断つ態勢を確立・維持すること。感染者が雇用、経営、教育、育児・介護などで困難を生じないような施策を講じること。また、感染者・感染疑い者やその関係者、医療従事者等の人権を守り、正確な科学的知識と人権擁護について社会に普及する措置を講じること。PCR 検査の抜本的拡大は、市民の無用の不安を取り除き、感染者・感染疑い者への人権侵害事案の発生を防ぐ観点からも、速やかに行うこと。
4. 本病流行とその対策の影響を深刻に受けている広範な中小企業や自営業者、教育・文化・芸能・スポーツなどの活動の従事者等に対して、十分かつ速やかな「補償」を継続的に行うこと。その際、成長産業・分野の育成等でなく、産業や文化とその担い手全体を守ること。また、非正規労働者、ひとり親世帯、学生生徒、障害者、外国人など多様な社会的弱者に対して、それぞれの実情に応じた特に手厚い支援措置を講じること。
5. ワクチン、感染者の追跡など特定少数の手段に過度に依存しない、総合的な感染症対策を行うこと。また、流行と対策に及ぼす地域的な特性の大きさに鑑み、本病対策において地方自治体の裁量を尊重し、自治体に対して必要な情報の的確な提供や、施設設備費・人件費を含む十分な財政措置を行うこと。
6. 新興・再興感染症の流行は繰り返し起こることを前提として、社会インフラの整備、教育・研究機関の強化を含む、中長期的な感染症対策を実施すること。感染症対策や自然災害対策について、持続可能な社会の建設に不可欠のこととして、SDGs に合致した総合的・科学的政策を住民合意で確立し実施すること。本病の死者は世界で 100 万人を超え、地域紛争よりも多くの死者を生んでいる。今こそ防衛予算を削減して、これらの財源に宛てること。
7. 米国は本病の最大の流行国であり、在日米軍関係者にも感染者・発病者が多数出ているが、日米地位協定その他の取極めにより、日本政府による在日米軍への検疫は行われぬ。すなわち、米国側の検疫・隔離体制が不十分でも、米軍関係者が基地外に出て市民と接触することを日本政府や自治体は止められない。在日米軍の日本人従業員や契約業者従業員などの労働環境も日本政府は統制できない。在日米軍関係者の感染・発病者数等の情報も米国の「好意」の限りで連絡されているだけである。日本政府は直ちに米国と交渉して、このような状況を抜本的に転換して、米軍基地からの感染拡大防止を日本政府が保障できるようにすること。
8. 本病対策に係る国際協力の推進、発展途上国への援助を大幅に強化すること。